

Ⅲ 地 域 要 望

Ⅲ 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成 16 年 2 月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画を平成 18 年 3 月に改定し、重点施策として「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

平成 16 年 3 月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られ、国道 134 号線や県道 207 号線（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきた。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加している。また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生していることから、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じられるよう要望する。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

(3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成２２年度から平成２４年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

(4) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援について（葉山町）

三浦半島の４市１町（横須賀市・葉山町・鎌倉市・逗子市・三浦市）は、各市町の首長による「三浦半島サミット」を通じ、平成２６年度から三浦半島全体で連携して観光PRを進めることとしている。

県は平成２６年度から「新たな観光の核づくり等促進交付金」を創設して取組みを推進することとなったが、この交付金を活用するためには、「新たな観光の核づくり構想」地域に認定されている必要があるため、現状では三浦半島全体での市町の実施には活用することができない状況である。

三浦半島全域を観光地として一体的にPRし、地域経済活性化を図るため、新たな補助の創設など実効性の高い支援を行うとともに、県としての取組みも進めることを要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくり並びに（仮称）湘南台寒川線の整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、当町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線新駅の2つのゲートを結ぶ南北方向の軸の強化としての相模線の複線化に向けた取組み、また、平成25年度においては、県がツインシティ橋新設及び県道相模原茅ヶ崎線の拡幅について事業者説明を実施したことから、町も、地元町民への同様の説明会を計8回に渡り実施するなど、県・平塚市・寒川町がそれぞれの現状を踏まえ、役割をもってツインシティのまちづくりの実現に向けた取組みを着実に進めているところであります。

しかしながら、一方で、事業実施に伴う「財源確保」については依然重要な課題として認識しておりますので、県においても、地元の状況等をご理解いただいたうえ、財政的支援についてご尽力いただけるよう要望します。

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみロボット産業特区」に指定され、同年4月には、さがみ縦貫道路が一部供用開始、平成26年度には全線開通予定となっていることから、さらなる発展が期待されているところです。

現在、町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と協働し、インターチェンジの周辺である立地条件を生かした町づくりの実現に向け、共同作業により検討を行っており、本年4月からは、民間活力を導入することを目的とした事業協力者による検討も始めたところです。

しかしながら、まちづくりの実現に向けては、当町では「組合土地区画整理事業」の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題など、数多くの課題が存在しています。

つきましては、県におかれましても、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望します。

(3) 寒川駅北口駅前への交番移設について（寒川町）

現在、寒川交番がある場所は、古くは大山街道として栄え、地域住民の往来の場として多くの人に親しまれてきましたが、この地域においては高齢化が進み、町内で最も高齢者が多い地域となり、その結果として、かつて町内で一番賑わっていた商店街の活気や地域住民のつながりも薄くなり、地域の文化伝統の継承にも支障が出ている状況で、町にとっ

でも大きな課題となっています。

このようなことから、町としましては、今ある寒川交番の建物をそのまま利用し、地域住民が自由に集うことができる地域コミュニティ施設として開放し、高齢者などが家に閉じこもることなく、元気な子どもたちや様々な世代間交流を通じて、特技や経験を活かしたボランティア活動など、積極的に活動できる場として提供することで、地域の活性化を図り、かつての賑わいを取り戻せるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、町の責務として、町民の生命・財産を守り、町民一人ひとりが安心して暮らせるための取り組みは欠かすことができないことから、防犯アドバイザーを配置した防犯連絡所を併設し、茅ヶ崎警察署と連携しながら地域の防犯力を維持していくことも考えています。

つきましては、町として一日も早い取り組みを進めてまいりたく、誠に勝手ながら茅ヶ崎警察署寒川交番として用している町有地の返還と交番の早期移転を併せて要望します。

なお、町には交番が3箇所設置されていますが、更なる防犯体制・交通安全対策の充実が求められている中で、寒川交番につきましては、町としましても、地域の重要な施設でもあり、町民の安心・安全に対する拠り所として不可欠であることから、移転に伴う代替地を寒川駅北口に確保していきます。

(4) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応（寒川町）

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施しています。

当地内からは、平成14年9月に危険物が発見されて以来、これまでも多数が発見されています。しかしながら、町では、これまでの国の対応状況から、最初の危険物発見から10年以上が経過し、危険の認知度が低下しているのではないかと認識をしています。平成25年度においては、危険物の発見があったにもかかわらず、それが危険物であるという認知が遅れ、土地改変工事における工期の遅延やそれに関わる費用面での影響も出ている状況です。

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

(5) 都市計画道路宮山線（(仮称)湘南台寒川線）の整備促進（寒川町）

都市計画道路宮山線（(仮称)湘南台寒川線）は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置づけられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密

接に関わる道路でもあります。

当該道路のルートにつきましては、これまで県・市・町間で様々な協議を重ね、県のご協力をいただきながら、寒川町域は3・3・3号宮山線、藤沢市域は3・3・9号遠藤宮原線として平成24年度末に都市計画決定され、ルートが確定したところです。

また平成25年度においては、県・町とともに地元自治会長等との調整を行い、説明会を実施するとともに、地形測量や地質調査が実施されています。

さがみ縦貫道路についても茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでが平成25年4月14日に暫定供用され、平成26年度には全線開通が予定されています。

当該道路は、そのさがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県におかれましては、早期の事業化に向けご尽力いただくとともに、その後の事業においても早期供用に向け着実に事業費を確保しながら進めていただくよう要望します。

(6) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の福祉事務所機能（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、県の緊急財政対策のひとつとして出先機関の見直しをする中、平成24年2月に保健福祉事務所の再編・統合として、現在の県茅ヶ崎保健福祉事務所を下町屋の衛生研究所へ移転する方向性であることを公表しています。

また、その後、茅ヶ崎市は保健所政令市へ移行する方針を打ち出し、現在準備を進めているところです。

そういった中、現在町の福祉事務所業務については、県の所管となっていることから、今後の事務所移転の方向性により、生活困窮者が急病により救急搬送される際の対応や、生活保護受給者の緊急時の対応等、場合によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されますので、寒川町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、当町の住民の利便性の低下等を招くものにならないよう、当町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望します。

(7) 商店街（商店会）街路灯撤去費用の補助制度の創設（寒川町）

寒川町の商店街（商店会）では、これまで、商店街の活性化と地域のにぎわい創出を目的に「街路灯」を設置し、維持管理を行ってきましたが、昨今の郊外大型店舗の進出や、商業者の高齢化・後継者不足などにより、商店街（商店会）組織の弱体化が進み、設置した街路灯の維持管理が図れない団体が多くなっています。

街路灯の中には、老朽化し、修繕・撤去が必要なものが増えているため、歩行者等の安全の確保の観点からも、早急に街路灯の撤去を行わなければならない場所も存在しています。しかしながら、その撤去費用の捻出こそが商店街（商店会）自体の存続を厳しくさせている要因の1つでもある状況です。

については、街路灯の撤去費用に関する国の補助制度（補助率 2/3）もあることから、県においても新たに補助制度を創設するなど、街路灯撤去費用に係る商店街（商店会）の財政負担が軽減されるよう要望します。

(8) 町内全域をカバーする商業者団体に対する活性化事業への補助制度の創設（寒川町）

寒川町の商業については、社会情勢やライフスタイルの変化、郊外大型店舗の進出などにより、かつて街の中心的な商業施設であった商店街も少しずつ活気を失い、衰退の傾向にあり、加えて、商業者の高齢化や後継者不足も重なり、商店街（商店会）組織も弱体化が進んでいるのが現状です。

また、町民意向調査の結果によると、「町外に移りたい」という意識を持つ多くが、「買物の不便」を理由に挙げていることから、商業の振興及び地域の活性化は、町民生活の利便性及び快適性向上のために不可欠となっています。

これらのことから、町及び商店会では、「にぎわいの創出」を目的に街路灯の統一をはじめ、集客力向上に向けた商業振興の取組を行っておりますが、取組の継続には資金的に大変厳しい状況があります。

現在、商業振興を目的としたソフト事業の支援については、国や県にも補助制度が創設されていますが、対象団体が商店街となっており、町全域をカバーする商業協同組合等に対する補助制度は整備されていないことから、商店街とは異なる商業者団体の支援をするため、地域の活性化に向けた取組に対する補助制度の創設を要望します。

(9) 社会教育施設における非構造部材耐震化等の財政支援について（寒川町）

社会教育施設における非構造部材の耐震化については、文部科学省が所管する「学校施設環境改善交付金」において、学校等を対象としたものにあっては、現状の非構造部材の維持補修及び新規更新を問わず補助対象となっているものの、社会教育施設については、同様の補助制度が無い状況です。

寒川町では、被災時等の安全対策のため、社会教育施設本体のみならず、文化活動の要となる施設の照明、スピーカー等の非構造部材の耐震化が強く求められているものの、財源の確保が困難であるため改修に至らず、緊急の場合は、予算の範囲内での修繕にて対応を図っている状況です。

については、文化会館等の社会教育施設における非構造部材の耐震化に係る補助制度の創設を要望します。

(10) 西湘バイパス下り線ランプの設置について（中郡）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識しているが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橘インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望する。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしており、そのため路線バスの定時運用が難しくなっていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっている。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保

のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望する。

(11) 西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしていますが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっています。これは、消波機能として重要な役割を果たす砂浜が、海岸侵食により減少していることが大きな要因でもあり、この度、砂浜回復に向けた国直轄事業を施行していただくこととなりました。

しかし、砂浜の回復には長期間を要するため、沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要があるため、西湘バイパス地下道の海岸出入口部分に開閉式防潮扉の設置を要望します。

(12) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川の清流復活を目的に、3町で平成14年に「葛川サミット」を設立し、これまで啓発活動をはじめ様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し取組みを行う体制が整いつつあるところである。

葛川の清流を取り戻すため、昨今の下水道整備やボランティアによる清掃活動など、葛川の水質は改善傾向にあるが、葛川と不動川の合流点付近から上流部においては、未だ護岸が未整備の区間がある。

県管理河川は、平成22年3月に策定された「かながわの川づくり計画」に位置付けられ、概ね30年間で50ミリの雨にも安全な河川となるように整備をすすめられているところであるが、近年異常気象により、一時的に雨量が多くなり、50ミリの雨では許容できない現状となり、流域河川が狭小あるいは未整備であるため、浸水被害が発生している。そのため、親水性のある人々の憩いの場となるような未整備箇所の早期護岸整備及び、3町を流れる葛川が町民にとり、より身近な存在になるとともに、3町の交流がより盛んになる契機になるよう、歩行空間に加え自転車でも通行できるような護岸整備を合わせて要望する。

(13) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられる。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態となっている。

については、これらのことを考慮し、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

(14) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業・地域振興などの活性化を図る重要な拠点の一つとなり、中でも整備計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」は、産業や観光の観点からも特に賑わいを創出できる重要なゾーンである。

そのため、ゾーンに位置付けられた施設整備に向け、賑わいや魅力創出だけでなく、効率性も踏まえたものになるよう、今まで以上に町や関係機関などと連携した中で取組みを進めていただくよう要望する。また、活性化整備計画における進捗が遅れている「飛砂対策の植樹とフェンス」などの対応も合わせて要望する。

(15) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和 47 年からは改修工事が行われ、平成 17、18 年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約 8.5m、海岸部で約 8m の整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約 86 年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安である。そのため、県で想定する津波の威力に対し、防潮堤が耐えられるか等の強度調査方法を早急に確立いただき、調査結果によっては必要な措置を早急に講じていただくことを要望する。

また、港湾区域に設置されている 12 箇所の防潮堤門扉の内、大型の 3 門扉のみ電動化されているが、平成 24 年 3 月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第 1 波が襲来することが予測されている。そのため、昼夜を問わず災害時に防潮堤門扉を迅速かつ確実に閉鎖するための遠隔操作装置の設置や、小規模な門扉について、常時閉鎖が可能となるよう併設階段の整備等の措置を講じるよう要望する。

(16) 介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は、平成 27 年 4 月から第六期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）を迎えることとなり、平成 27 年度介護報酬改定や地域区分についての議論が始められる状況にある。

現計画時における介護報酬の改定や地域区分の見直しに際し、大磯町は平成 24 年度以降の介護報酬地域区分において、従来と同様の上乘せのない「その他地域」とされている

が、隣接する二宮町では「6級地(3%上乗せ)」に、平塚市では「5級地(6%上乗せ)」に見直しがなされ、生活圏が同一と思われる湘南西部地域の中で、大磯町だけが上乗せのない地域となっている。なお、この地域区分は、介護報酬だけでなく、障害福祉サービスの報酬についても同様とされていますが、障害福祉サービスを含め介護従事職員の行うサービスの質には地域差などはない状況です。

そのため、地域区分の設定に際しては、個々の市町村ごとで判断するのではなく、生活圏なども含めた多角的な視点により設定していくよう、国への働きかけを強く要望します。

(17) 災害発生時における西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖自動化について（大磯町）

大磯港には 12 箇所防潮堤門扉（陸閘）が設置されており、その内 2 箇所は大磯港臨港道路上にあり、高波浪時や高潮、津波などの災害が発生する恐れがある場合、西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖措置に合わせ 2 箇所の防潮堤門扉を閉鎖している。

防潮堤門扉を閉鎖する際には、道路管理者と交通管理者が協力して行う必要があるが、西湘バイパスは自動車専用道路であることから、町、県、地元警察署だけではなく、国土交通省や神奈川県警察交通機動隊など、多くの関係機関と閉鎖手続きのための連絡調整等を行わなければならない、門扉閉鎖までに時間を要している状況である。

そのため、津波等の災害発生時にもスムーズに防潮堤門扉を閉鎖できるようにするため、西湘バイパス大磯港オフランプへ電光表示板や信号機、電動ゲートなど通行止めの自動化設備の設置を要望する。

(18) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されていますが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じています。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

(19) 県道 71 号線歩行者安全対策について（二宮町）

県道 71 号線は、主要地方道秦野二宮線として、国道 1 号、西湘バイパス、小田原厚木道路や東名高速道路へ結ぶアクセス路線であり、多くの車が通過しています。また第 1 次緊急輸送路にもなっており、重要な県道として、年々交通量は増加傾向にありますが、この県道を横断できる箇所には限りがあり、歩道橋による横断のみの箇所もある状況です。

近年、高齢化が加速するなか、県道のみでなく道路全体において歩行者も増加傾向にあり、横断箇所の必要性や交通バリアフリーに関する対策が急務となっています。

県道 71 号線に対する高齢者、障害者の安全対策及びバリアフリー対策を講じていただきますよう要望します。

(20) 県及び県関連施設の下水道への早期接続について（二宮町）

下水道供用開始区域内にある県及び県関連施設において、いまだに下水道に接続されていない施設があります。

町では、下水道経営の基盤強化のため、未接続の町民に下水道への接続を強く依頼していることから、県及び県関連施設におきましても、町条例及び下水道法に基づき速やかな接続を要望します。

3 足柄上地域要望

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道２５５号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されている。

「足柄紫水大橋（酒匂川２号橋）」の整備については、平成１８年度から県事業として着手し、平成２６年３月に供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また合わせて、平成２６年度は、県道７１１号（小田原松田）から国道２５５号までの区間について、測量調査等の予算が計上され、整備に向けての取組みが行われている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されるので、県道７１１号から国道２５５号までの区間の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望する。

(2) 県道 711 号（小田原松田）の信号機増設について（足柄上郡）

県道７１１号（小田原松田）の大井町区間における信号機については、平成２６年３月の足柄紫水大橋の開通とともに、新たに２箇所の信号機が設置され、要望箇所７交差点のうち６箇所が設置済みとなり、交差点部の安全確保が図られている。

未設置の１箇所については、周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在していることから、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に迂回をしている状況にある。

足柄紫水大橋の供用開始により、酒匂川に架かる橋りょうの交通渋滞は緩和されたものの、当該路線の交通量は今後一層の増加が予想される。

こうした中であって、当該交差点の取付け町道は、拡幅改良工事が完了しており、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっている。

このため、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全の確保や各施設へのアクセス向上を図るため、早期の信号機設置を要望する。

(3) 酒匂川に関する適切な河川管理について（足柄上郡）

酒匂川はその松並木や富士箱根連山、周辺の田園景観などとともに優れた自然景観を構成し、周辺市町の住民から深く愛されており、神奈川県の水源地としても非常に貴重な財産である。このため、流城市町では環境や景観等の改善を図るため、不法投棄物の撤去や堤防法面の草刈りを実施している。

また酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が解放されており、車が自由に往来できることもあり、不法投棄が多発している状況にある。このことから、河川区域内における不法投棄物の撤去及び堤防法面の草刈りなどについては、河川管理者の責務として事業の拡

大に努め、積極的に取り組まれることを要望する。

(4) 東名高速道路の跨道橋における点検、補修、耐震対策の国の支援について（足柄上郡）

足柄上地域を通過する東名高速道路は、建設時において南北に分断された町道、農道、人道の機能復旧として跨道橋が架設され完成後、市町村に移管された。しかし、その跨道橋も開通から45年の歳月を経て、安全・安心に対する老朽化対策が喫緊の大きな課題となっている。

そのような中、国では、道路、橋、トンネルなどで点検を適正に行うために、必要な知識及び技能を有する者が近接目視により5年に1回の頻度で点検を行うこととする省令及び告示が平成26年7月1日に施行された。

しかし、財政力の乏しい町においては、必要な知識・技能を有する者による点検の実施や、点検結果に基づく大規模修繕、耐震対策などを自主財源で対応するのは非常に厳しい状況である。

このような状況を踏まえ、県においては、国及び中日本高速道路株式会社に対して、国策である東名高速道路を跨ぐ跨道橋の維持管理に係る以下の3点について、働きかけることを要望する。

ア メンテナンス業務に対する支援策をマネジメントする組織の設立

イ 跨道橋の点検受託等、技術的助言、地方公共団体向け研修の充実

ウ 点検業務から大規模修繕、耐震対策までを対象とした新たな補助制度の創設

(5) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されている。

しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置づけられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してきた。

そして、2町からのこの要望に対して、県からは「今後、かながわ交通計画を見直す際に検討する。」というご回答をいただいているが、本要望路線は災害時などの国道246号の代替輸送路として重要な路線であるため、東日本大震災における被災地支援の教訓を生かし、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行っていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望する。

(6) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町南部地区メガソーラー事業は、県が取り組む「かながわスマートエネルギー構想」の一環で、大規模太陽光発電の普及を促進するための施設として、本地区でメガソーラー事業を行うことが正式決定され、町としてもこのメガソーラー事業が実現できたことは大変喜ばしく、地元住民をはじめ周辺地域の活性化につながるものと大いに期待を寄せている。

このたびの事業決定を契機に、町の豊かな自然環境をさらに活かした、活力と魅力に満ちたまちづくりのため、メガと連携した新たな産業の創出、見学施設や散策路整備などを進めたいことから、県等の特段の指導と支援を要望する。

(7) 2級河川の整備について（中井町）

県道平塚松田線（比奈窪バイパス）においては、平成27年度中の供用開始に向けた工事が行われておりますが、町では公共公益施設が集まる比奈窪バイパス（役場周辺）を町の中心拠点として「まちづくり」整備を計画しております。

ついでには、このエリアの真ん中を流れる2級河川中村川の定期的な河床整理、さらには町が進める「まちづくり事業」と一体性のある親水性の護岸整備への取り組みを要望いたします。

また、2級河川藤沢川において事業化が見合されている1100メートルの区間においては、町が管理する幹線町道の拡幅改良を検討しておりますので、道路と並行して流れる藤沢川においても、町の事業と一体的な整備を要望いたします。

(8) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（中井町）

町域内には、県道の整備等において道路法により指定できない道路、いわゆる認定外道路が跨道橋として整備され、現在はそれらの管理は町に移管されております。

町では、こうした橋梁の維持管理においては長寿命化修繕計画に沿った予防修繕に取り組む方針でいるところですが、認定外道路については社会資本整備総合交付金の補助対象外となっております。

つきましては、これら認定外道路における橋梁の維持管理についても、対象事業となるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望します。

(9) 比奈窪バイパス整備に伴う役場周辺の土地利用について（中井町）

比奈窪バイパスは、本町にとってまちづくりの核となる役場周辺地区の整備に欠かせない、長期にわたり開通を待ち望んだ路線であり、平成27年度中の供用開始に見通しがついたことを大変喜んでおります。

バイパス工事中の役場周辺は町の中心部にあり、役場以外にも保健福祉センター、中井中央公園など公共公益性の高い地区となっており、町の都市マスタープランにおいては町の中心拠点として、また、県の都市マスタープランにおいても「行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積」を図る地域の拠点として位置づけられています。

町ではこの比奈窪バイパス開通を契機として、都市マスタープランに掲げる役場周辺地区の中心市街地を図ることを目標に、生涯学習センター、バスターミナル、商業施設などの整備・集積を進めるとともに、市街化調整区域となっている隣接する未利用地に定住人口の増加に向けた新規住宅地の創出を目指していきたいと考えております。

つきましては、中心となる市街地がない中井町が将来にわたって持続するためには、役

場周辺の中心拠点整備は必要不可欠であると考えておりますので、第7回の線引き見直しに合わせた規制の緩和、特段の配慮をいただきますよう要望いたします。

(10) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路は、県営林道土佐原線と秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

については、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である県営林道土佐原線を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望する。

(11) 小田急新松田駅北口の整備計画策定等に係る支援について（松田町）

小田急新松田駅北口周辺は「町の表玄関口」として、小田急とJR御殿場線との乗り換え客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で町民から多くの整備要望の声が寄せられております。

町でも平成23年度より新たに始まった松田町第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げており、駅周辺調査を進めているところです。

新松田駅北口交差点及びJRガード内は、幅員が狭き交通渋滞を引き起こしていることから、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、現在、県において整備を進められている県道711号線改良事業と併せた多面的な駅前広場整備による支援を要望する。

(12) 森林資源の調査・利活用について（松田町）

松田町は町域の北部を西丹沢山系に囲まれ、総面積37.75km²のうち、その94%が山間部に囲まれ、森林資源にも囲まれた自然豊かな町です。

森林は、土砂災害や洪水の防止する一方、再生産可能な資源である木材を供給し地域経済にも貢献するなど、多面的な機能を有する大切な財産・資源でもあります。

しかし、山には間伐が実施されていない森林が多く見受けられ、森林機能が十分に発揮されておらず、また、林業の採算性悪化等による担い手の減少とも重なり、より森林の荒廃を進行させています。

については、森林資源を有効活用するため、松田町はもとより県下森林地域を視野に入れた中で、全県での間伐材の供給量（A～C材）の調査及び、現在、搬出コストが「間伐材搬出促進事業補助制度」と製材用引取額の合算額を上回ることから、採算性向上のため本制度の拡充を通じ、林業の担い手育成を要望する。

(13) （仮称）林道秦野峠高松線の新設について（山北町）

当町では、森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる

施設として、（仮称）林道秦野峠高松線の必要性を鑑み、県に対して新たな林業振興型の林道開設を要望してきた。

これに対して、県からは「神奈川県地域森林計画」などに示されている方針に基づき、地元自治体等と連携して、現地踏査や調査を行い検討する旨の回答をいただき、林道開設までのロードマップの第一歩として、平成 25 年 11 月に新規路線の路線選定技術検討会を実施していただいたところである。

つきましては、県で実施する水源林整備協定の施業にも活用が図れる（仮称）林道秦野峠高松線の必要性をご理解いただき、事業化に向けて各種検討を進めるとともに、進捗状況などの情報提供を含め、県と町とがそれぞれ担う役割などを具体的に提示いただき、十分連携を取りながら進められるよう要望する。

(14) 林道秦野峠線について（山北町）

神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成 24 年 4 月）では、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めると規定されている。

林道秦野峠線は林業振興型林道に区分されていることもあり、現在は一般車両の通行が規制されているが、この林道は当町の玄倉地区から松田町寄地区を結ぶ連絡道路にもなっている。近年は台風やゲリラ豪雨が多発しており、平成 22 年 9 月の台風 9 号では県道 76 号山北藤野線の法面が崩落し、地域住民が孤立する事態となっている。

当町は県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、仮に県道 76 号山北藤野線や県道 710 号神縄神山線が被害を受けた場合、同様の被害を受けることが想定されるが、林道秦野峠線を利用することで、各集落や丹沢湖を訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

このため、いつ発生するか分からない災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図るとともに、将来的には一般車両の通行も可能となるよう、段階的な規制の緩和について特段のご配慮と検討を要望する。

(15) 水の木幹線林道の整備について（山北町）

当町の世附地区にある水の木幹線林道は、4713ha もの広大な国有林の森林整備を行うために重要な林道である。

また、この地域にある世附猟区にはこの林道を利用して年間 300 人以上が入猟し、鳥獣の保護と農林産物の被害防止などの調和を図ってきた。

しかし、平成 22 年 9 月の台風 9 号により、当該林道は大規模崩落するなど、壊滅的な被害を受け現在も通行不能となっており、この結果、森林整備にも影響を与えたほか、猟区も一部閉鎖されている状態である。

このため林道管理者である東京神奈川森林管理署では、崩落箇所等の復旧・補修工事を進めているが、事業規模も小さく全線開通にはかなりの年月を要すると見られている。

については当該路線の重要性を鑑み、早期の事業完了を達成するために予算措置の充実な

ど、県からの林野庁に対する働きかけを要望する。

(16) 不老山ハイキングコースの整備について（山北町）

不老山は、6月にはサンショウバラが見ごろとなる標高928mのハイカーに人気の山である。

丹沢湖から不老山へのハイキングコースは、平成22年9月の台風により世附川に架かる吊り橋が流され、またコースにも崩落があり、通行できない状態が続いている。

現在は、山市場から不老山の往復または静岡県小山町へのルートとなっており、丹沢湖から不老山についてはハイカーからの強い登山要望も多数あり、またハイキングコースの回遊性をもたせるためにも丹沢湖から不老山への水の木幹線林道の一部通行による新たなハイキングルートの早期復旧について要望する。

(17) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る交付金対象経費の見直し及び新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では神奈川県の水がめである丹沢湖・三保ダムを有する水源地域であり、横浜市、川崎市などの都市部を中心に県内幅広く飲料水を供給している。

このため、町では県民に良質な水を安定的に確保するため、三保ダム集水域において、高度処理型合併浄化槽整備事業を推進している。

この事業は平成19年度から開始したところであるが、一般住宅については概ね設置が完了し、今後はキャンプ場や旅館など事業系の人槽の大きい浄化槽の整備を推進しているところである。

しかし、人槽の大きい浄化槽の整備を進めるにあたっては、利用者が負担する使用料が一般住宅と比べてかなり高額になることや、設置後が町が負担する維持管理費に対する県の補助基準額が、実情と合っていないことが大きな課題となっており、このことが事業が進まない要因にもなっている。

このため町では、今後、維持管理費に係る県の補助基準額が実情に合うように増額されれば、利用者が負担する使用料を見直す（引き下げ）ことも視野に入れて、この事業の推進について検討しているところである。

このような状況を鑑み、県においては、速やかに維持管理費の交付基準額を見直すよう要望する。

また、水源地域の恒常的な水質保全を図るため、これまで設置した浄化槽について、設置後6年以降も継続して維持管理費を補助していただけるような新たな助成制度の創設について、強く要望する。

(18) 都市計画道路山北開成小田原線の整備促進について（開成町）

平成26年6月に一部区間（開成町牛島地内）の供用が開始された都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、農村景観・歴史・自然環境等を生かし交流人口の拡大をめざす開成町の北部地域と新市街地として整備し定住人口の拡大をめ

ざす開成町の南部地域の「交流と連携」を支える重要な路線である。

また、県西地域活性化プロジェクトの「まちをつなげる交通ネットワーク整備推進プロジェクト」がめざす、観光地へのアクセス向上など地域を快適に移動できる交通ネットワークの形成にも大きく寄与する路線である。

地域内や地域間の移動の利便性の向上や交通の円滑化を図るためには、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間の全線について早期に整備を進める必要があることから、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していただくことを要望する。

(19) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和 60 年 3 月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成 22 年 4 月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。

本年 3 月には、足柄紫水大橋が開通し、流入人口が更に増加する状況にある。

また、現在施行中の開成町南部地区土地区画整理事業が今年度中に完了することにより、町が行った人口推計では 10 年間で約 2500 人の人口増加が見込まれている。

このような人口及び駅利用者の増加に伴い、平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置し、平成 15 年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っている。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3000 ㎡以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けており、また平成 26 年 1 月には「小田原真鶴道路建設促進協議会」において国関係機関へ要望活動を行ったところであり、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

(3) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(5) 県立小田原養護学校の分校の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 19 名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいる。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置についての保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望する。

(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

箱根町宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する箱根登山鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしている。小田原養護学校への通学負担軽減のため、運行範囲延伸（国道 1 号線方面：箱根・元箱根地区まで、国道 138 号線方面：湖尻・仙石原地区まで）及びダイヤの見直しを要望する。

(8) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については現在既に整備が着手されているが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

(9) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となった。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林

を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

については、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な交付金確保に向けた働きかけを要望する。

(10) 岩海岸における避難路整備について（真鶴町）

岩海岸は、良質な砂場海岸として町民や夏場においては海水浴場として観光客に利用されておりますが、海岸から脇を通る町道への通路が急勾配で、十分な幅が確保されておらず、津波発生時の利用者避難路として十分な状態とはなっていません。

当海岸は岩漁港区域内に位置しておりますので、県の漁港整備の一環として、町道までの避難路となるような通路の整備を要望します。

(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成 19 年度から整備している湯河原海岸の 3 基目の人工リーフ終了後に（仮）湯河原海辺公園を整備することとし、平成 24 年度には実施設計を終了し、平成 25 年度から工事に着手している。

については、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画とし、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう緩傾斜式階段護岸等の整備や、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であり、津波発生時のさらなる避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

(12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、当該指定区域における土砂災害防止工事を早急に実施することを要望する。

(13) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町の構成町から成る一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後 25 年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、

使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設の安定的な運転をしていくためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C へのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っている。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

県道 60 号・70 号を含めた清川村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備を行うと昭和 56 年に県が約束したものであるが、平成 12 年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備の箇所が残っている。

現在、一部の幅員狭小部や歩道未整備箇所及び古在家バイパス第 1 期区間が事業着手されているが、古在家バイパス第 2 期区間は着手されていないため、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成している。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をした方もいた。

平成 11 年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきた。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成 22 年度で完成したが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在している。

については、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけでなく、広域化の実現が円滑に図れるよう、広域化に伴い多大な負担が生じることとなる財政負担に対し、集中的な支援が明確にわかるよう、

積極的な財政支援を行うこと。

また、広域化後に生じる運用経費に対し、消防広域化重点地域として指定した自治体に対し、安定した運用が図れるよう、新たな財政支援制度を創設するよう、国に対し必要な支援を要望するとともに、人的支援として県職員を派遣できるような制度の創設を要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として『山の日』となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されています。今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり救助体制の一環として、登山者の位置が確認できるよう、救助する側と登山者との連絡体制等が図れるシステムの構築を要望する。

また、登山者が県道70号線に路上駐車する方が多く、道路幅員も狭いため非常に危険である。登山口（札掛、塩水地区）のほとんどが県所有地であることから、安全対策として県道70号線沿いに駐車場の設置を行うとともに、拡幅改良整備を要望する。

6 水源地域要望

(1) 水源環境負荷軽減の取り組み強化について（松田町）

現在、第2期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、水源環境への負荷軽減の取り組みとして、県内ダム集水域における生活排水処理率の向上を目指して、市町村が実施する公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備促進について事業化されているところです。しかし、松田町はダム集水域とはされていないため、同事業の対象地域には含まれていません。一方、松田町の寄地区は豊かな森林地域を抱えており、ここで育まれた水は横浜地区などの都市部の水道水の一部として利用されています。

については、次期5箇年計画策定の際には、現行のダム集水域だけではなく、その周辺に位置する「森林エリア」、こと自然環境の保全が重要として設定されている「寄自然環境保全地域」まで整備促進地域対象の拡大を要望する。

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

また、河川の環境美化を保全する事業は、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の用途とすることを引き続き要望する。

(3) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業

形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望する。

- ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更するよう要望する。